

<積立定期預金>商品概要説明書

2024年4月1日現在

1. 商品名	積立定期預金
2. 販売対象	・ 法人または個人の方
3. 契約期間	・ 6ヵ月以上15年3ヵ月以下の範囲で満期日を設定いただけます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 契約期間内で分割預入(据置期間は3ヵ月) ・ 期間内であれば何回でも預け入れることができます。 ・ 満期日より遡って3ヵ月間は積立入金をできません。 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入金額毎にその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。 ・ 契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、3年未満は単利計算、3年以上は複利計算
7. 税金	・ 個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による預け入れができます。 ・ 個人で適格の方はマル優の取扱いができます。当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額毎に預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。 ①6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヵ月以上1年未満 適用利率×50% ③1年以上3年未満 適用利率×70%
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫ホームページまたは窓口へご照会下さい。

<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 • 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)